

○農林水産省令第 号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

第一条 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表第1（第1条関係）

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(i) 飼料一般の成分規格

ア～ス（略）

セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)
シフルトリン	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	2 mg/kg 2 mg/kg 2 mg/kg 2 mg/kg 3.5 mg/kg 2 mg/kg 50 mg/kg
(略)	(略)	(略)
デルタメトリン及びトラロメトリン（総和をいう。）	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	2 mg/kg 2 mg/kg 2 mg/kg 2 mg/kg 2 mg/kg 2 mg/kg 5 mg/kg
(略)	(略)	(略)

改正前

別表第1（第1条関係）

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(i) 飼料一般の成分規格

ア～ス（略）

セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)
クロルベンジレート	とうもろこし	0.02 mg/kg
(略)	(略)	(略)
シフルトリン	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	2 mg/kg 2 mg/kg 2 mg/kg 2 mg/kg 2 mg/kg 2 mg/kg 3 mg/kg
(略)	(略)	(略)
デルタメトリン及びトラロメトリン（総和をいう。）	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	1 mg/kg 1 mg/kg 1 mg/kg 1 mg/kg 1 mg/kg 1 mg/kg 5 mg/kg
(略)	(略)	(略)

パラコート	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	0.5mg/kg 0.05mg/kg <u>1.1mg/kg</u> 0.1mg/kg 0.5mg/kg 0.05mg/kg 5mg/kg
(略)	(略)	(略)
フェニトロチオン	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	<u>6mg/kg</u> <u>6mg/kg</u> <u>15mg/kg</u> 1mg/kg <u>6mg/kg</u> <u>6mg/kg</u> 10mg/kg
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		
ソ～ニ (略)		
(2)～(5) (略)		
2～6 (略)		

パラコート	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	0.5mg/kg 0.05mg/kg <u>0.05mg/kg</u> 0.1mg/kg 0.5mg/kg 0.05mg/kg 5mg/kg
(略)	(略)	(略)
フェニトロチオン	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	<u>1mg/kg</u> <u>5mg/kg</u> <u>10mg/kg</u> 1mg/kg <u>1mg/kg</u> <u>1mg/kg</u> 10mg/kg
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		
ソ～ニ (略)		
(2)～(5) (略)		
2～6 (略)		

第二条 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後

別表第1（第1条関係）

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(1) 飼料一般の成分規格

ア～ス (略)

セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)
パラコート	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	0.5mg/kg 0.05mg/kg 1.1mg/kg 0.1mg/kg <u>0.05mg/kg</u> 0.05mg/kg 5mg/kg
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

ソ～ニ (略)

(2)～(5) (略)

2～6 (略)

改正前

別表第1（第1条関係）

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(1) 飼料一般の成分規格

ア～ス (略)

セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)
パラコート	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	0.5mg/kg 0.05mg/kg 1.1mg/kg 0.1mg/kg <u>0.5mg/kg</u> 0.05mg/kg 5mg/kg
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

ソ～ニ (略)

(2)～(5) (略)

2～6 (略)

第三条 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後

別表第1（第1条関係）

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(i) 飼料一般の成分規格

ア～ス（略）

セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)
シフルトリン	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	2mg/kg 2mg/kg <u>0.2mg/kg</u> <u>0.05mg/kg</u> 3.5mg/kg 2mg/kg 50mg/kg
(略)	(略)	(略)
デルタメトリン及びトラロメトリン（総和をいう。）	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	2mg/kg 2mg/kg 2mg/kg 2mg/kg 2mg/kg 2mg/kg <u>1mg/kg</u>
(略)	(略)	(略)
備考（略）		

ソ～ニ（略）

改正前

別表第1（第1条関係）

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(i) 飼料一般の成分規格

ア～ス（略）

セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)
シフルトリン	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	2mg/kg 2mg/kg <u>2mg/kg</u> <u>2mg/kg</u> 3.5mg/kg 2mg/kg 50mg/kg
(略)	(略)	(略)
デルタメトリン及びトラロメトリン（総和をいう。）	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	2mg/kg 2mg/kg 2mg/kg 2mg/kg 2mg/kg 2mg/kg <u>5mg/kg</u>
(略)	(略)	(略)
備考（略）		

ソ～ニ（略）

(2) ~ (5) (略)
2 ~ 6 (略)

(2) ~ (5) (略)
2 ~ 6 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日
- 二 第三条の規定 公布の日から起算して一年を経過した日